

1. 国保資格書から被保険者証へ、医療機関の窓口で切り替える対応マニュアル

資格書による受診者が医療費の一時払いが困難である場合には、市町村の判断で短期保険証に切り替えることが可能であるとの政府答弁がされています（「（3）資格書による受診対応に関する基礎的資料」参照）。短期保険証への切り替えの判断は市町村ですが、医療機関の窓口で次のような援助を行うことで、切り替えの可能性が高くなります。

(1) 国保課あての依頼状を作成して患者に持たせる方法

① 下記のような依頼状を患者に渡して、国保課に届け出るよう、ご案内ください。

〇〇市国保課長 殿

前略

本日 〇〇〇〇さんが国保資格証明書（記号〇〇 番号〇〇）にて来院されました。治療が必要ですが、医療費の支払いが困難とのことです。

2009年1月20日の政府答弁（内閣参質171第五号）では、「治療が必要だが医療費の支払いが困難である場合は、市町村の判断で短期保険証を交付できる」とされています。

直ちに短期保険証への切り替えを行っていただけますよう、お願いいたします。

（診察を終えてしまった場合は、下記を追加ください。ただし下記の場合は、医療費の10割を預かり、後日有効期限内であることを確認できれば、7割を返還し、保険請求してください）

なお、〇〇さんは、すでに〇月〇日に当院において診察を行っております。したがって、短期保険証の有効始期を〇月〇日として遡及して交付いただきますよう、お願いいたします。

2011年〇月〇日 〇〇医院 院長〇〇 〇〇

② 次の理由で保険料を納付することができない場合は、資格証明書の発行から除外される自治体があることや、保険料について分割納入も可能であることを紹介ください。

ア 世帯主が災害が盗難にあったとき。

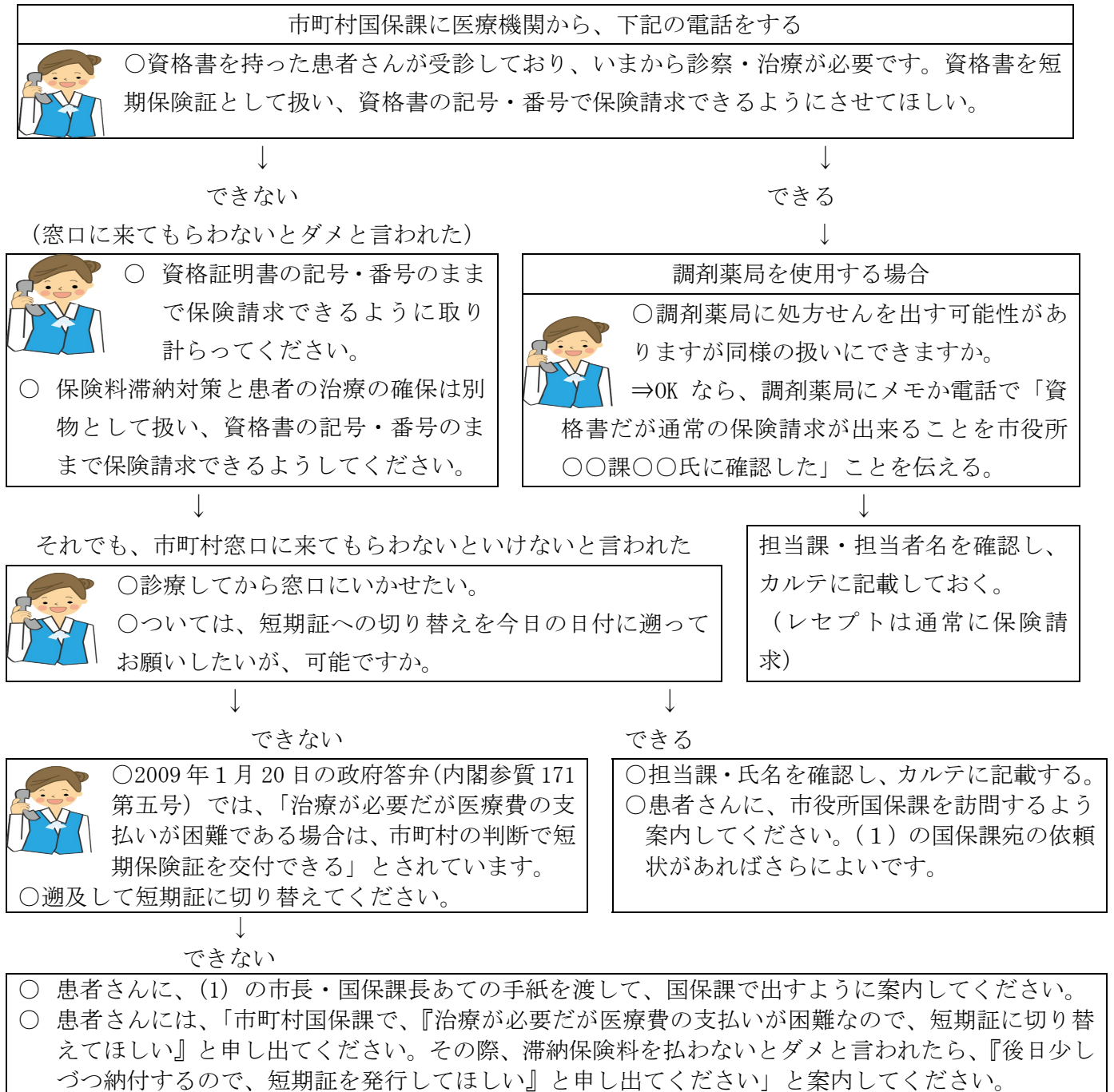
イ 世帯主又は世帯主と同一生計の親族が病気や怪我をした場合。

ウ 世帯主が事業を廃止や休止、又は著しい損失を受けた場合。

(2) 医療機関から市町村窓口へ電話をかける方法

医療機関の窓口から市町村国保課に電話をすることで、資格書のまま短期保険証に切り替えてくれる場合もあります。チャート図を参考に対応ください。（電話では対応が困難な市町村については、(1)の方法で対応ください）

医療機関から市町村窓口への電話対応チャート



(3) 資格証明書による受診対応に関する基礎的資料

- ① 資格書を交付された患者さんが、市町村窓口で「治療が必要だが医療費の支払いが困難です」と申し出れば、市町村の判断によって短期保険証を交付できることが、2009年1月20日の政府答弁（内閣参質171第5号）で示されています。

（2009年1月20日付事務連絡「保険者資格証明書に係る政府答弁書について」の1. 答弁の趣旨について）

世帯主が市町村の窓口において、当該世帯（資格証明書交付世帯）に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出（以下「窓口での申し出」という。）を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとするものであり、窓口での申し出がなされた場合には、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができるものである。

- ② 2009年5月18日には、発熱外来における取扱いとして、資格書によって受診した患者が新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、資格証明書を被保険者証と見なして取り扱うことができるとの通知が出されています。

（2009年5月18日「保国発第0518001号・保医発第0518001号」の概略）

発熱症状等新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、発熱相談センターに相談の上、発熱外来の受診を行うこととなる。この場合、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者については、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があり、これは、保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、本来、資格証明書ではなく短期の被保険者証の交付対象となり得るところであるが、当該者については、短期の被保険者証の交付に比べ発熱外来への受診を優先する必要がある。

発熱外来を設置する保険医療機関及び発熱外来において交付された処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局にあっては、国民健康保険の被保険者が発熱外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

- ③ さらに2009年9月25日に厚労省から出された事務連絡では、「医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いに係らず、当該世帯主は、保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる」とのQ&Aが出されています。

（2009年9月25日事務連絡「新型インフルエンザの流行に関するQ&Aについて」より抜粋）

（問2）資格証明書を交付している世帯から、新型インフルエンザに感染したと疑われるが経済的理由から医療機関で10割の医療費が払えないと申出があった場合、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第7項に規定する特別の事情に当たると判断してよいか。

（答）世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる。この場合、保険者において世帯の状況について改めて確認をとることができない場合は、後日確認をとることとし、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支えない。しかしながらこのような場合は、資格証明書の交付時点で特別の事情の把握に努めていれば、もともと資格証明書の交付対象ではなかった可能性もあるところであり、資格証明書の交付時点でなぜ把握できなかったか事務処理体制をチェックするとともに、他の資格証明書の交付世帯についても、新型インフルエンザの大流行の前に、再度、特別の事情の把握を徹底するなど、被保険者の医療の確保に遺憾なきよう適切な運用に努められたい。

